

第 1 章 総論（案）

1 プラン策定の背景と趣旨

本市では、スポーツ振興を計画的に推進するため、平成 6 年 3 月に第 1 次刈谷市スポーツマスタープランを、平成 20 年 3 月に第 2 次刈谷市スポーツマスタープラン（平成 26 年 3 月中間改定）を策定し、さまざまなスポーツ施策を展開してきました。

近年、少子高齢化の急速な進展に伴う医療費や介護サービス費の増加、ライフスタイルの変化に伴う子どもの体力の低下や地域社会のきずなの希薄さなどが社会問題となっている中、スポーツにはそれらを緩和する役割、改善する役割が期待されています。

本市には、バスケットボール、バレーボール、サッカーをはじめとする多くの競技種目で、全国や世界で活躍するチームや選手が活動の拠点を置いており、他都市に比べ、市民がトップレベルの競技に触れる機会が多いことから、スポーツに対する市民の関心も年々高まっています。

こうした背景の中、スポーツで「人生」が変わる！「社会」を変える！「世界」とつながる！「未来」を創る！とする国の第 2 期スポーツ基本計画の考えを踏まえ、スポーツの持つ多様な力や効果を最大限に活かし、子どもから高齢者まで全ての市民がスポーツを通じて明るく健康で活力に満ちた生活を送ることができる社会の実現を目指し、今後もスポーツの更なる普及振興を図ります。

今回は、第 2 次刈谷市スポーツマスタープランの計画期間の終了に合わせ、その基本理念やテーマ、基本的視点を継承しつつ、本市の現状や課題を再度見直し、本市の持つ特性を活かしながら、より効果的にスポーツ振興を推進していくための新たな指針となる第 3 次刈谷市スポーツマスタープランを策定しました。

年齢、性別、国籍、障害などの有無に関わらず、だれもが生涯にわたって、それぞれの体力や技術、興味、目的に応じて、気軽にスポーツに親しみ、楽しむことができる社会を「市民総スポーツ社会」と位置づけ、本プランを着実に推進していくことで、その実現に努めていきます。

本プランの計画期間は、平成 31 年度から平成 40 年度までの 10 年間としますが、施策・事業の進捗状況、市民ニーズや社会情勢の変化に柔軟に対応するため、必要に応じ見直しを行います。

2 プランの位置づけ

本プランは、本市のスポーツ振興を計画的に推進するための指針として、その目標と方策を示したものであり、位置づけは、次のとおりです。

- (1) スポーツ基本法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画として位置づけされるものです。
- (2) 刈谷市のビジョンや将来像を具体化するための道筋を示す「刈谷市総合計画」で掲げられる目指すべき都市像の実現に向け、スポーツ振興の具体的な方向性を示したものです。
- (3) 国の「第2期スポーツ基本計画」や愛知県の「いきいきあいち スポーツプラン」のほか、「刈谷市生涯学習推進計画」など、関連計画との整合性を図っています。
- (4) 市民、スポーツ・レクリエーション団体、企業、学校、行政などが、スポーツに積極的に関わり、また、相互に連携を図るための指針となるものです。

3 「市民総スポーツ社会」の実現に向けて

スポーツ基本法では、「スポーツは、世界共通の人類の文化である。」とうたわれ、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものとして、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であるとされています。

スポーツの価値の中核は、「楽しさ」や「喜び」であり、全ての人々が自発的・継続的にスポーツに取り組み、自己実現を図り、スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある豊かな人生の実現につながるものと期待されます。

また、スポーツの主役は一人ひとりの市民であり、市民に直接スポーツの機会を提供するスポーツ・レクリエーション団体や企業のスポーツ団体などです。

本市は、その主役の活動を支援するとともに、本市の特性やニーズに対応したスポーツ施策を主体的に実施することにより、年齢、性別、国籍、障害などの有無に関わらず、だれもが生涯にわたって、それぞれの体力や技術、興味、目的に応じて、気軽にスポーツに親しみ、楽しむことができる「市民総スポーツ社会」の実現を目指します。

4 プラン策定の意義

スポーツには、体を動かすという人間の本源的な欲求に応え、爽快感や達成感などの精神的な充足感や、楽しさ、喜びを与えるとともに、体力の向上や生活習慣病の予防など心身の健康の保持増進に大きく寄与する力があり、人生をより豊かにし、充足したものにします。

また、スポーツを通じた交流・ふれあいを図ることにより、コミュニケーション能力、他人に対する思いやり、助け合い・協調の心の育成や意識の醸成が図られ、青少年の健全育成や地域社会における心のバリアフリーや共生社会の実現につながるものと考えられます。

最近では、スポーツを通じたまちづくりや村おこしに取り組んでいる自治体もあり、地域コミュニティの活性化や市民活力の創出、地域の魅力づくりや活性化などの効果も期待されています。

こうしたスポーツの持つ多様な力や効果を通じて、市民が明るく健康で活力に満ちた生活を送ることができる社会の実現を目指すため、本プランにより、スポーツ振興に関する目標と方策を明確にし、市民やスポーツ・レクリエーション団体、企業、学校、行政などが共通の認識を持つことで、スポーツ振興施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

5 プランにおける「スポーツ」の定義

本プランでは、「スポーツ」を幅広くとらえ、競技種目や学校体育のみならず、レクリエーション活動、散歩やジョギングなど、楽しむことや健康づくりなどを目的に軽く体を動かす活動についても「スポーツ」として捉えます。

また、スポーツへの関わり方として、スポーツを「する」ことだけでなく、「みる」「ささえる」こともスポーツ振興に向けた重要な要素として捉えます。

スポーツを「する」ことで、楽しさや喜びを得られ、さらに、継続することで、勇気、自尊心、友情などの価値を実感するとともに、自らも成長し、心身の健康増進や生きがいに満ちた生き方を実現していくことができます。また、スポーツを「みる」ことで、アスリートの姿に感動し、人生に活力を得ることができ、指導者や運営スタッフ、サポーターやボランティア、子どもの活動のサポートなどによりスポーツを「ささえる」ことで、アスリートの力になり、一緒に喜びや感動を分かち合うことができます。